

令和 3 年度

社会福祉法人 戸沢村社会福祉協議会

事 業 計 画

社会福祉法人 戸沢村社会福祉協議会

令和 3 年度 社会福祉法人戸沢村社会福祉協議会 事業計画

【基本方針】

全国的に過疎化・少子高齢化の進行に伴い、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく、「地域共生社会」の実現に向けた取組が推進されています。

昨年は地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する支援体制の構築を推進するために、以下の3つの支援を内容とする「**重層的支援体制整備事業**」が創設されました（令和3年度施行）。①**断らない相談支援**…本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援 ②**参加支援**…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援 ③**地域づくりに向けた支援**…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。この事業は任意事業ですが、戸沢村においても少しずつ取組を進めていく必要があります。一昨年より地域包括支援センターや生活支援コーディネーターが既存の取組や組織をいかして、地域ごとに住民のニーズや資源の状況に合わせた「たすけあいの仕組み」づくりを支援しています。少しずつですが形になった地区もあります。

このような情勢の中、戸沢村社会福祉協議会では、戸沢村の基本理念である「自立・活力・協働による元気な村の創造」の実現及び地域の皆様とともに子どもから高齢の方まで誰もが安心して暮らすことができる福祉のむらづくり目指します。令和3年度は地域包括支援センターがふれあいセンターに移転します。これまで以上に「地域の課題解決の支援」に一体的に取り組み、「相談・生活支援」を重点目標に置き、各種事業の継続と充実に努め、「お互いさまのむらづくり」、「支え合う地域づくり」を目指し、事業を展開していきます。

【重点事業】

- ①山形県すこやか・安心地域づくり推進事業モデル事業への取組
- ②相談体制の強化
- ③地域福祉活動計画策定

1、法人運営事業

- (1) 役員会等の運営
理事会（4回）、評議員会（2回）、監事監査（1回）の開催
6月に理事・評議員の改選が予定されています。
- (2) 関係機関、各種団体、福祉施設との連絡調整
 - ①民生児童委員協議会
 - ②福祉団体および社会福祉施設等
 - ③最北・最上管内社協との事業連携
- (3) 各種委員会の開催（随時）
 - ①たすけあい資金運営委員会
 - ②災害ボランティアセンター運営協議会
- (4) 各種会議・研修会に参加し、役職員の資質向上を図る
市町村社協会長等会議（1回）
役職員研修（1回）地域づくり推進セミナー
- (5) 財務管理・会計処理を適切に行い資産の状況を明確にする（毎月）
社会福祉法人現況報告（WEB公開）
- (6) 各福祉団体の事務局業務の受託（4団体）
老人クラブ連合会・遺族会・身障者福祉協会・手をつなぐ育成会
- (7) 職員の福利厚生の充実（福利厚生センターへの加入・健康診断料助成）
- (8) 福祉活動車運行事業（車両3台の管理）
- (9) 福祉人材派遣事業（村委託事業）
戸沢村地域包括支援センターへ主任介護支援専門員を派遣
- (10) 広報活動
 - ①機関紙「社協だより」の発行（年3回）
本会事業の推進状況を報告。事業経営の透明性の確保として財務状況を掲載し、住民への報告とする。
 - ②ホームページ・フェイスブックの活用
定款、財務状況のインターネット上での公表。
SNS（フェイスブック）を活用し社協の活動状況の周知を図る。

2、地域福祉事業

(1) 生活支援体制整備事業（村委託事業）

- ①生活支援コーディネーターの配置
- ②地域に積極的に出向き、課題の把握をする
 - ・ 座談会の開催(北部・中部・南部)…支えあいの仕組みづくりの啓発
自発的活動の支援
地域課題解決の支援
講演会の実施
 - ・ 地域アセスメントの実施…社会資源調査・公共交通の利便性を確認
- ③先進地の視察研修…住民活動を希望する団体
- ④住民主体サービスを提供できる担い手の養成
「山形県すこやか・安心地域づくり推進事業モデル事業」で古口地区を対象として取り組む。(町村と地域住民が一体となって地域の課題解決に取り組む仕組みづくりを促進するため)
- ⑤協議体メンバーとして生活支援サービスの推進を支援

(2) 生きがい・交流の場づくり事業

- ①だれでも利用できる居場所の提供（社協独自事業）
 - ・ 小中高生の遊び場・学習の場の提供（春夏冬の長期休みに開催）
 - ・ 住民活動支援の拠点づくり（貸間、コピー機の使用）
 - ・ 「みんなのふれあいサロン」
日中活動の場としてふれあいセンターで定期開催。
 - ・ 障害者の日中一時支援事業への取り組みを進める
- ②地域子育て支援拠点事業（村委託事業）
子育て支援センター「こさあーべ」運営
月～金曜日（9：30～15：00）※令和3年度より時間拡大
 - ・ 乳幼児およびその保護者が交流を行う場の開設
 - ・ 子育て親子の交流の促進
 - ・ 子育て等に関する相談・援助の実施（保健師との連携）
 - ・ 地域の子育て関連情報の提供
 - ・ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
子育てサロンの定期開催（月3回～4回）
内容：助産師相談・栄養相談
ママのリフレッシュ・親子ふれあい体操等

③多世代交流を目的とした地域食堂の開催（社協独自事業）



「とざわふれあい食堂」（年6回）

多世代が集い、食事をともに楽しみ、おしゃべりを楽しむ。会話と笑顔に満ちあふれた「心の介護予防」・「交流」を目的とする。

実施主体はとざわふれあい食堂実行委員会、社協が共催。

食材費等は一般募金配分金・山形県助成金等を活用

(3) 寝具クリーニングサービス事業（社協独自事業）

寝具のクリーニングを行い寝具の衛生を保ち感染症等の予防を図る。

（寝たきり高齢者は年2回、一人暮らし高齢者は年1回）

(4) ボランティア活動推進事業（社協独自事業）

①ボランティアの募集と連絡調整(除雪等)

②災害ボランティア養成講座、災害ボラセン設置運営訓練

③ボランティア交流会開催



④ボランティア連絡会組織構築の支援

⑤最北地区ボランティアの輪連絡会議での情報交換、研修参加

⑥ボランティア活動保険の加入費用助成（175円/人）

⑦ボランティア活動団体へ活動費の助成（1団体5,000円/年）



(5) 権利擁護事業

①福祉サービス利用援助事業（県社協委託事業）

福祉サービスの利用に関することや、日常的な金銭管理を行い、その権利を擁護するとともに自立生活を支援。専門員を配置して、本会が基幹的社協となり、契約締結・支援計画の作成を行う。専門員の指導のもと、生活支援員が日常の支援を行う。

②心配ごと相談事業（社協独自事業）



複雑・多様化する心配ごとに対し住民が相談できる場を提供する。令和2年度より近隣社協の法律相談を受けられるよう連携。（心配ごと相談日のチラシに鮭川村・大蔵村の開催日も記載し住民に周知する）

○一般相談・・・社協職員が随時相談を受ける

地域包括支援センターや自立支援センターもがみと連携を図り解決に向けて取り組む。

○法律相談・・・弁護士による無料法律相談。本村では年4回
(うち2回は山形県社会福祉協議会の助成で実施。)

(6) **貸付金事業**

① **生活福祉資金貸付相談事業** (県社協委託事業)

低所得者、障がい者または高齢者世帯に対し、福祉資金貸付の相談、書類作成の支援を行う。また、償還事務では滞納者に、県社協及び担当民生委員と連絡を密にしながら償還指導にあたる。緊急小口資金・総合支援資金の貸付は生活自立支援センターと連携を図る。

② **たすけあい資金貸付事業** (社協独自事業)

一時的に生活が困窮している世帯に対し貸付を行うことにより、経済的自立援助を図ることを目的に実施。(上限5万円)

滞納世帯に対しては速やかに償還されるよう、担当民生委員と連絡を密にしながら指導にあたる。

(7) **行路困窮者旅費支給事業**(社協独自事業)

行路困窮者への支援として、最寄り駅までの切符を支給。

(8) **一時援護費支給事業**(社協独自事業)

戸沢村内在住者であって災害・疾病・失業等により一時的に生活が困窮し援護を必要と認めるものに支給。(上限2万円)

(9) **慰霊顕彰事業への協力**

令和2年度から戸沢村が主催。遺族会の事務局として戦没者追悼式の準備に協力。会場は中央公民館3階大会議室とし、年々高齢化する遺族の利便性を図ながら戦没者の慰霊を行う。

(10) **福祉団体育成事業**



あいの羽根共同資金

福祉団体(身体障害者福祉協会・手をつなぐ育成会)の研修費助成。

(11) **福祉共育推進事業** (社協独自事業)



あいの羽根共同資金

福祉チャレンジスクールの開催(年2回)

小学生への福祉体験学習会などを開催し、福祉教育を行う

- (12) **ふれあいセンター貸館事業** (社協独自事業)【新規】
村民は基本的に無料。(冷暖房費等実費は徴収)
村外利用者、営利目的の事業者は利用料が生じる
利用時間 原則として平日の月～金曜日 9:00～17:00

- (13) **地域福祉活動計画の策定事業**
令和3年度中に戸沢村地域福祉計画と一体的に作成する
策定委員会も共同で行う

3、 老人福祉事業

- (1) **一人暮らし高齢者等ふれあい弁当事業** (村委託事業)
概ね65歳以上の一人暮らし、高齢者世帯、心身障害・疾病により調理が困難な単身世帯の希望者に、老人相談員が弁当を配布し安否確認を行う。(月4回)
- (2) **高齢者見守り活動事業** (村委託事業)
概ね80歳以上の一人暮らし老人及び85歳以上の高齢者世帯、その他見守りが必要な世帯を対象とした見守り活動事業。(週2回、1回2本ずつヤクルトを配布)
※介護保険等の福祉サービスの利用にまでは至らない一人暮らし老人に対し、必要に応じ上記(1)、(2)の併用を認め、安否確認が適切に行われるようにする。
- (3) **一人暮らし高齢者地域見守り活動事業** 
老人相談員が一人暮らし高齢者(約160世帯)全員のお宅を訪問し安否確認を行う。(年3回)
- (4) **一人暮らし高齢者の集い** 
村内65歳以上の一人暮らしを対象。運動・栄養・口腔ケアの要素を取り入れた活動をすることで介護予防を図る。また、会食を通じて住民同士がコミュニケーションを図り孤立感の解消を目指す。(年3回実施)
- (5) **男の料理教室** 
村内一人暮らし、老人夫婦世帯の男性を対象に筋力低下防止・フレイル

(虚弱) 予防になるメニューで調理実習を行う。

男女共同参画社会づくりにのっとり、若い世代向けの男性料理教室を新規で実施。

(6) **高齢者健康教室**



高齢者の生活や健康についての講習会や村外市町村とレクリエーションを通じた交流活動を行い心身の活性化を図る。

(7) **元気な高齢者づくり事業** (村委託介護予防普及啓発事業)

・地域に集いの場をつくり、地域のつながりの強化、心の健康維持（閉じこもりや孤立化を防止）と、体の健康維持（いきいき百歳体操や筋力強化運動や健康チェック）を図ることを目指す。

・サロン活動支援では運動（筋力向上）・栄養（フレイル（虚弱）予防）・口腔ケア・ものづくり等に関する講師等を派遣し、介護予防に資する活動となるように支援を行う。また、既存 19 地区に加え、新規で 2 地区にサロン開催の働きかけを行う。

4、歳末たすけあい配分金事業

11月の歳末たすけあい運動での義援金を、村内低所得世帯に配分する。

低所得世帯の選出にあたっては民生児童委員に調査を依頼。

12月中旬 義援金配分検討委員会開催。

12月下旬 各世帯に民生委員を通じて配布。

5、各種会議・研修・大会等への参加事業

(1) 社会福祉協議会関係

- ① 社会福祉協議会役職員研修会（会長等会議、地域福祉推進セミナー）
- ② 社会福祉協議会事務局長会議
- ③ 担当者会議（総務・地域福祉・生活福祉資金）
- ④ 福祉サービス利用援助事業専門員・生活支援員研修会
- ⑤ ボランティア関係研修会（最北地区ボランティアの輪研修）
- ⑥ 除雪ボランティア関係研修会
- ⑦ 災害ボランティア関係研修会
- ⑧ 子育て支援員関係研修会

【福祉関係団体の育成指導及び事務】

- ① 老人クラブ連合会…高齢者の生きがいと健康づくり、保健福祉向上のため、
会が運営する各種事業に対し、支援協力を行う。
- ② 遺族会…戦没者遺族の福祉増進のため、会の事業に協力する。
- ③ 身体障害者福祉協会…身体障害者の福祉の向上のため、事業推進に協力する。
- ④ 手をつなぐ育成会…知的障がい者の福祉の向上のため、事業推進に協力する。

(2) 各大会への調整

- ① 山形県・県民福祉大会
- ② 山形県老人福祉大会
- ③ 山形県知的障がい者福祉大会
- ④ 山形県身体障がい者福祉大会
- ⑤ 山形県遺族大会及び山形県戦没者追悼式
- ⑥ 山形県身体障がい者レクリエーション大会
- ⑦ 最上広域身体障がい者スポーツ大会

※赤い羽根共同募金の配分金で行う事業に  このマークがついています。



山形県赤い羽根共同募金